

山村振興法の一部を改正する法律の概要

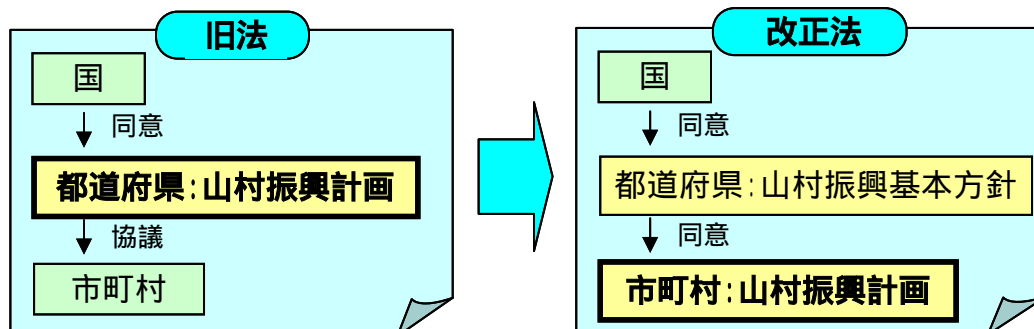
山村振興法の有効期限を10年間延長するとともに、山村振興計画の策定主体の市町村への変更、認定法人の事業範囲要件の緩和等所要の改正を実施。

1. 法期限の延長

法期限を10年間延長(平成17年3月末 平成27年3月末)し、特例措置を継続。

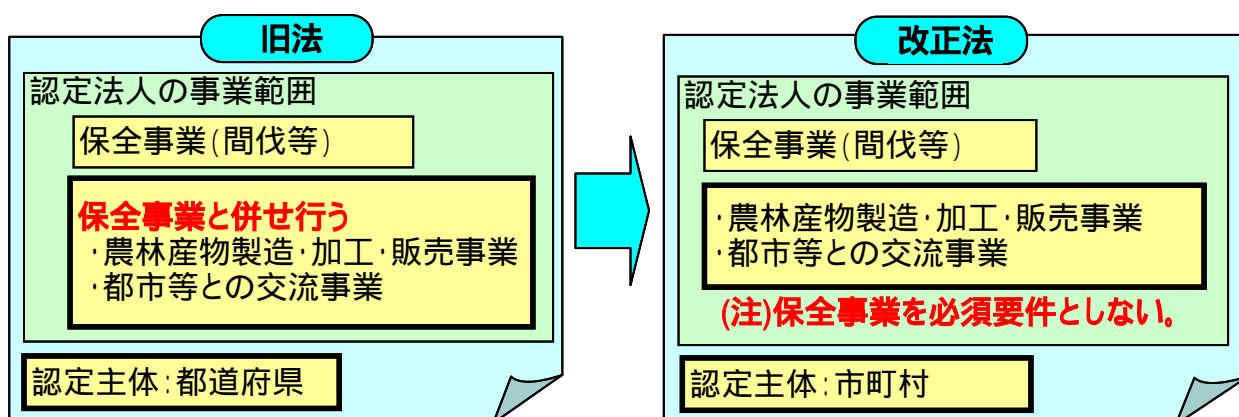
2. 計画体系の変更

地域の創意工夫を生かし、地域の主体的な振興を促進するため計画体系を変更。



3. 認定法人制度の拡充(平成17年度税制改正関連)

山村における農林産物製造・加工・販売、都市等との交流を促進するため、山村振興法に基づく認定法人の事業範囲(特別償却制度の対象範囲)の要件緩和等。



4. 配慮規定の追加・拡充

情報流通の円滑化及び通信体系の充実

情報通信が産業振興のために重要であることを明記するとともに、高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定を明記。

医療の確保

ドクターヘリ等を含む医療機関の協力体制の整備に関する規定を明記。

都市・山村交流の促進

都市と山村との間の交流の促進、教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮を行う規定を追加。

鳥獣被害の防止

生活環境の保全、農林水産業の振興を図るため、鳥獣による被害の防止について適切な配慮を行う規定を追加。